

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成22年 9月14日

【会社名】 関西国際空港株式会社

【英訳名】 KANSAI INTERNATIONAL
AIRPORT COMPANY, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福島 伸一

【本店の所在の場所】 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地

【電話番号】 072 - 455 - 2123

【事務連絡者氏名】 財務部長 浅田 雅昌

【最寄りの連絡場所】 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地

【電話番号】 072 - 455 - 2123

【事務連絡者氏名】 財務部長 浅田 雅昌

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,170,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	23,400株	・完全議決権株式 ・単元株式数の定めはありません

- (注) 1. 平成22年8月25日開催の取締役会において、新株を引き受ける者の募集について決議しております。
2. 平成22年9月13日に上記新株を引き受ける者の募集に関する国土交通大臣の認可を受けております。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	23,400株	1,170,000,000	1,170,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	23,400株	1,170,000,000	1,170,000,000

(注) 地方公共団体に対し新株を割り当てる予定であります。なお、当社と割当予定先との関係等は、以下のとおりであります。

割当予定先	住所	割当予定株式数	払込金額(円)	当社との関係
大阪府知事	大阪府中央区大手前2丁目1-22	11,280株	564,000,000	当社株主
大阪市長	大阪府北区中之島1丁目3-20	5,620株	281,000,000	当社株主
和歌山県知事	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1	1,660株	83,000,000	当社株主
兵庫県知事	神戸府中央区下山手通5丁目10-1	1,660株	83,000,000	当社株主
堺市長	大阪府堺市堺区南瓦町3-1	1,120株	56,000,000	当社株主
神戸市長	神戸府中央区加納町6丁目5-1	820株	41,000,000	当社株主
徳島県知事	徳島県徳島市万代町1丁目1	440株	22,000,000	当社株主
京都府知事	京都市上京区下立売通新町西入藪之内町85-4	280株	14,000,000	当社株主
奈良県知事	奈良県奈良市登大路町30	220株	11,000,000	当社株主
滋賀県知事	滋賀県大津市京町4丁目1-1	220株	11,000,000	当社株主
京都市長	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	80株	4,000,000	当社株主
合計		23,400株	1,170,000,000	

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
50,000	50,000	1株	自平成22年11月24日 至平成22年11月26日	1株につき 50,000円	平成22年12月3日

注1. 申込方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

注2. 申込証拠金は、払込期日に払込金に振替充当します。

注3. 申込証拠金には、利息をつけません。

(3)【申込取扱場所】

下記払込取扱場所に同じであります。また、各払込取扱銀行の全国各支店においても申込みの取次ぎを致します。

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社 三菱東京UFJ銀行 大阪公務部	大阪市中央区伏見町3-5-6
株式会社 みずほコーポレート銀行 大阪営業部	大阪市中央区今橋4-2-1
株式会社 三井住友銀行 大阪公務部	大阪市中央区北浜4-7-19
株式会社 りそな銀行 大阪公務部	大阪市中央区備後町2-2-1
株式会社 新生銀行 大阪支店	大阪市中央区瓦町3-5-7
住友信託銀行株式会社 本店営業部	大阪市中央区北浜4-5-33
株式会社 池田泉州銀行 大阪支店	大阪市中央区南久宝寺町4-1-2
株式会社 紀陽銀行 大阪支店	大阪市北区堂島2-1-43
株式会社 京都銀行 大阪支店	大阪市中央区淡路町3-6-3
株式会社 徳島銀行 大阪支店	大阪市中央区島之内1-8-12
株式会社 南都銀行 大阪中央営業部	大阪市中央区今橋2-2-2
株式会社 みなと銀行 本店営業部	神戸市中央区三宮町2-1-1

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,170,000,000	9,640,000	1,160,360,000

(2)【手取金の使途】

手取概算額1,160,360,000円については、空港の建設事業等の設備投資資金に全額充当する予定であります。

(注) 第四部組込情報 有価証券報告書（第26期事業年度）の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」で挙げております「空港の建設事業 用地造成事業」に対して、今回の増資資金を全額充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

割当予定先の名称及び所在地については、「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（1）募集の方法」に記載のとおりであります。

b 提出者と割当予定先との関係

資本関係	割当予定先は当社普通株式を合計3,512,440株（保有割合21.58%）保有しております。
その他	割当予定先のうち、大阪府知事は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の4に定める関連当事者に該当しております。

c 割当予定先の選定理由

当社株主である地方公共団体から割当予定先を選定しております。

d 割り当てようとする株式の数

「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（1）募集の方法」に記載のとおりであります。

e 株券等の保有方針

割当予定先による保有方針については、確認しておりません。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先において本第三者割当増資に係る予算が措置され執行される予定であることから、払込みについて問題ないと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は全て地方公共団体であり、特定団体等には該当せず、それらとの関係もございません。

2【株券等の譲渡制限】

譲渡制限は設けておりません。

3【発行条件に関する事項】

当社は会社設立当初より1株当たりの発行価額を一律50,000円としていることから、既存株主と割当予定先株主との間での公平性を確保するため、今回の増資につきましても1株当たりの発行価額は50,000円としております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有権 議決数の割合	割当後の所有 株式(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1-3	9,590,000	58.92%	9,590,000	58.84%
大阪府知事	大阪市中央区大手前2丁目1-22	1,790,960	11.00%	1,802,240	11.06%
財務大臣	東京都千代田区霞が関3丁目1-1	1,244,001	7.64%	1,244,001	7.63%
大阪市長	大阪市北区中之島1丁目3-20	895,140	5.50%	900,760	5.53%
兵庫県知事	神戸市中央区下山手通5丁目10-1	249,160	1.53%	250,820	1.54%
和歌山県知事	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1	249,160	1.53%	250,820	1.54%
神戸市長	神戸市中央区加納町6丁目5-1	124,480	0.76%	125,300	0.77%
徳島県知事	徳島県徳島市万代町1丁目1	66,340	0.41%	66,780	0.41%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	53,160	0.33%	53,160	0.33%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	43,700	0.27%	43,700	0.27%
計	-	14,306,101	87.89%	14,327,581	87.90%

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

後掲「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第26期事業年度）提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成22年9月14日）までの間において新たに追加及び変更の生じた項目はありません。

また、当該有価証券報告書（第26期事業年度）中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 自 平成21年4月1日 (第26期) 至 平成22年3月31日	平成22年6月18日 近畿財務局長に提出
---------	---	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月17日

関西国際空港株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 訓 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中山 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている関西国際空港株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西国際空港株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月11日

関西国際空港株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 訓 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている関西国際空港株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西国際空港株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

関西国際空港株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 訓 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中山 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている関西国際空港株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西国際空港株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日

関西国際空港株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 訓 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている関西国際空港株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西国際空港株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。